

コンプライアンス

● 基本的な考え方

ミネベアグループは、コンプライアンスの実践がCSR推進において欠くことのできない要素であるという認識の下、当社グループの役員、従業員が適切な行動を選択する際の規範となる「ミネベアグループ行動規範」「ミネベアグループ役員・従業員行動指針」を定め、公正かつ適正で、透明度の高い経営に努めています。

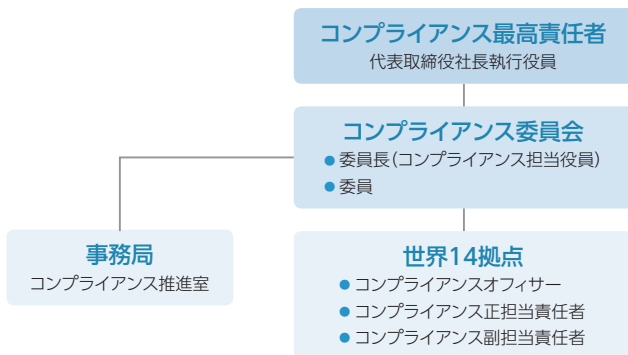


「ミネベアグループ行動規範」および「ミネベアグループ役員・従業員行動指針」の詳細は、ミネベアグループホームページをご参照ください。
<http://www.minebea.co.jp/corp/company/aboutus/Conduct/declaration/index.html>

● コンプライアンス推進体制

ミネベアグループでは、社長執行役員をコンプライアンスの最高責任者とし、直属の組織であるコンプライアンス委員会を年2回開催し、行動規範の運用、行動規範に対する重大な違反事例発生時の緊急対策などについて迅速に意思決定を行っています。また、コンプライアンス委員会の事務局をコンプライアンス推進室が担当し、コンプライアンス推進のための諸施策を実施しています。2012年度より各拠点にコンプライアンスオフィサーを設置し、グループでのマネジメントの強化を図っています。

● コンプライアンス体制図



● コンプライアンス教育

ミネベアグループでは、従業員のコンプライアンスへの理解を深めるため、階層別研修時のコンプライアンス教育を実施しており、2014年度は131名が受講しました。さらに、独占禁止法(競争法)遵守に関する定期的な研修として、社長以下執行役員50名に対し、社外弁護士を講師に招いた講義を実施したほか、国内営業部門従業員を対象とした研修に、279名の従業員が参加しています。

海外においては、タイ、カンボジアおよび韓国でローカルマネージャーを対象としたコンプライアンス研修を実施し、218名の従業員が受講しています。

● 今後のコンプライアンス推進について

従業員一人ひとりがコンプライアンスの意識を持って、事業活動に取り組む企業風土を定着させるために、従業員の意識と知識の充実をより一層深めていく必要があると考えています。今後も教育研修の充実や相談窓口の周知徹底とともに、海外を含めたグループ全体でのコンプライアンス推進体制の強化を進めるべく、各国の連携強化を進めていきます。

独占禁止法違反について

ミネベアは、2014年11月に韓国公正取引委員会より、過去の韓国国内の小型ベアリングの取引に関して当社および当社韓国販売子会社のNMB Korea Co., Ltd.による韓国公正取引法(独占禁止法)違反の行為があったとして、両社への是正命令および当社に対する課徴金49億1,200万ウォン(約5億円)の支払い命令に応じました。また、2015年2月に、米国司法省との間で、過去の特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5百万ドル(約16億円)の罰金を支払うことなどを内容とする司法取引に合意しました。

本件につきましては、株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社は、本件を厳粛に受け止め、さらなるコンプライアンス体制の徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。

なお、当社では、カルテル行為を含む競争法違反行為および違反の疑惑を招く不適切な行為からの決別を宣言し、再発防止への全社的な取り組みを進めています。

その具体的な方策として、2013年4月から競合会社との接触を原則として禁止する社内規則の運用を開始しているほか、2014年4月には独占禁止法遵守マニュアルを刷新し、周知を行っています。

さらに、これまで定期的実施している独占禁止法(競争法)研修に加え、国内外の日本人および日本語対応が可能な従業員3,651名に対してeラーニングによる独占禁止法研修を実施しました。